

2024年1月31日

三井住友信託銀行
年金業務推進部

INDEX

社会保障審議会企業年金・個人年金部会(第31回)の開催について

社会保障審議会企業年金・個人年金部会(第31回)の開催について



POINT

- ✓ 1/29に社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。
- ✓ 同部会では、「健全化法(*)への対応について」及び「視点1～視点3の追加の議論について」、「金融商品取引法等の一部を改正する法律及び資産運用立国について」に関して事務局より説明があり、議論が行われました。
- ✓ 引き続き同部会の動向を注視してまいります。
- ✓ 本件に関して特段ご対応いただく事項はありません。

(*) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

- 2024年1月29日、「第31回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」が開催されました。
- 同部会では、「健全化法への対応について」及び「視点1～視点3の追加の議論について」、「金融商品取引法等の一部を改正する法律及び資産運用立国について」に関して事務局より説明があり、議論が行われました。

■ 事務局からの主な説明内容は以下のとおりです。

(詳細は、末尾のリンク「資料」のページに掲載されている、資料をご参照ください。)

1. 健全化法への対応について

厚生年金基金制度の沿革	・退職給付・個人資産形成 ・厚生年金基金制度の創設経緯 ・厚生年金基金の仕組み ・厚生年金基金制度の概要 ・厚生年金基金加入者数と基金数 ・代行制度の意義・役割と変遷
健全化法当時の議論	・当時の検討の背景・流れ ・厚生労働省試案(平成24年11月2日)のポイント ・「厚生年金基金制度に関する専門委員会」意見書(平成25年2月8日)のポイント ・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の概要 ・国会における健全化法の議論 ・健全化法による厚生年金基金制度改革のプロセス ・代行割れ基金の早期解散のための方策 ・代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入 ・上乘せ部分の受給権を保全するための措置 ・健全化法施行後の厚生年金基金の解散・代行返上の状況 ・法施行後5年経過後の財政運営について ・モニタリングの状況
健全化法附則第2条への対応について	・健全化法附則の検討規定 ・健全化法附則第2条の経緯 ・厚生年金基金の積立状況 ・各厚生年金基金へのヒアリング結果 ・厚生年金基金と確定給付企業年金におけるそれぞれの加入者掛金 ・健全化法附則第2条への対応について

● 事務局からは、以下の論点に沿って議論・検討をして頂きたい旨発言がありました。

- 厚生年金基金制度においてかつて発生した「代行割れ問題」は、早期解決を図るべく健全化法において時限的に導入した特例解散制度等によって自主的な解散や他制度への移行が促され、健全化法施行後5年経過時点で解消に至っている。
- また、健全化法施行から5年経過以降は、代行割れを未然に防ぐための措置として導入した存続基準が適用されることによって、当該基準を十分に満たす財政状況の健全な基金のみが存続できる仕組みとなっており、残った5基金において代行割れが懸念される状況にはない。
- 健全化法の施行から10年が経過するところ、
 - 健全化法制定当時の議論
 - 現存する基金の財政状況やヒアリング結果
 - 現存する基金を存続させる場合の懸念点(異なる制度を管理することによる行政コスト等)
 - 現存する基金を廃止させる場合の懸念点(財産権等を侵害するリスク等)
 などを踏まえ、今後の対応についてどのように考えるか。

2.視点1～視点3の追加の議論について

iDeCoの加入年齢の 引上げについて	・資産所得倍増プラン ・資産所得倍増プランを踏まえた今後の対応について ・iDeCoの加入可能年齢の現行制度について ・iDeCoの加入資格について ・iDeCo加入者の種別と割合 ・加入可能年齢の引上げ(70歳まで)に関する論点 ・60歳以降における現状の公的年金と私的年金の関係 ・iDeCoと公的年金の関係について
iDeCoと公的年金の 関係について	例えば以下のような場合にiDeCoの加入を認めることについて、公的年金との関係でどのように考えるか。 (1)保険料納付済期間等が480月を超えており、60歳以降国民被保険者にならない場合 ・老齢基礎年金の額計算の基礎となる国民年金の保険料納付期間は20歳から60歳までの40年間(480月)。これを満たすと国民年金の任意加入被保険者となることはできない。 ・このような場合に、国民年金被保険者でない60歳以降の者のiDeCoへの加入を可能とすることをどのように考えるか。 (2)保険料納付済期間等が120月を超え、かつ、国民年金に任意加入できる状況で任意加入していない場合 ・保険料納付済期間等が120月を超えている場合、老齢基礎年金を受給することが可能となるが、さらに年金額を増やすため、60歳～65歳までの間、保険料納付済期間等が480月に達するまで、国民年金の任意加入被保険者となることも可能。 ・このような場合に、国民年金に任意加入していない60歳以降の者のiDeCoへの加入を可能とすることをどのように考えるか。 (3)既に老齢基礎年金の受給を開始している場合 ・老齢基礎年金の受給を開始すると、iDeCoに加入できなくなる一方で、老齢基礎年金を受給しながら厚生年金保険の被保険者となったり、企業型DC・DBに加入することは可能である。 ・既に老齢基礎年金の受給を開始している者のiDeCoへの加入を可能とすることをどのように考えるか。 (4)保険料納付済期間等が120月を超えていない等により、60歳以降で老齢基礎年金の受給権を有していない場合 ・過去に保険料納付をしていなかった、または年金制度の被保険者でなかった等、保険料納付済期間等が老齢基礎年金を受給できる基準を満たさないため老齢基礎年金の受給権を有していない場合、または受給権が発生する見込みがない場合、iDeCo加入を可能とすることをどのように考えるか。

3.金融商品取引法等の一部を改正する法律及び資産運用立国について

金融商品取引法等の一部を改正する法律	・金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要 ・顧客本位の業務運営の確保 ・金融商品取引法等の一部を改正する法律:私的年金制度関係 ・安定的な資産形成の支援に関する基本方針(案)の概要 ・金融経済教育推進機構の概要 ・金融経済教育推進機構の事業概要 ・個別相談事業の概要 ・認定アドバイザー制度 ・講師派遣事業にかかる標準講義資料
資産運用立国について	・経済財政運営と改革の基本方針2023 /新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023 ・岸田総理大臣発言 ・資産運用立国分科会 ・資産運用立国実現プラン ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書の概要 ・アセットオーナー、上場企業、家計に関する取組み

■ 各委員やオブザーバーからの主な意見は以下のとおりです。

<健全化法への対応について>

- 従前より高いハードルを課している中で健全な状態を維持している基金の一律廃止は困難ではないか。
- 厚生年金基金を存続させた場合、今後の厚年法改正に伴うメンテナンスに莫大な行政コストを要することは事実であり、残り4基金のためにどこまでコストを割くかの検討は必要。
- 上乗せ部分を含めて健全であることが、受給権保護の観点からは重要。DB制度と比べて、基準の緩い箇所がないかの検証が必要と考える。
- 健全化法は、新設を認めず自主的な解散を促進するための法律だとされているが、法附則第2条には自主的に解散する趣旨が含まれているようには読めない。健全であれば存続できるようにするというのは、ゴールを見直すことになるので、健全化法自体の見直しが必要ではないか。
⇒【事務局】健全化法では、健全な基金を強制的に解散できるようには定めていない。法附則第2条でも、基金を全廃することまで含意されているものではない認識。
- 厚生年金基金の存続のためには、代行部分が厚生年金保険本体の代行給付を超えないよう、制度改訂が必要と考えられるが、抜本的な給付の見直しが必要となり、残存する4基金のために行うべきかは疑問。
- 今後、財政状況がどう変化するかは分からず、健全なうちに他制度への移行を促すべきであり、他制度移行がし易くなるための手立てを図るべき。
- 厚生年金基金も退職給付であり、労使の判断が最大限考慮されるべきで、健全な基金の存続は認めても良いのではないか。
- 過去に経理や内部監査が問題視された経緯もあり、厚労省はモニタリングを確り行うべき。

<健全化法への対応について(つづき)>

- 資産運用立国の観点からは、企業年金の資産規模を大きくできる代行制度は評価できるのではないか。
- 本人負担掛金の取扱いなど、DB移行の阻害要因の解消に向けた議論をこの部会で行うべき。
- 今のモニタリングは代行割れ防止を主眼としたものであるため、現在の状況を踏まえ見直すべき。
- 附則第2条の趣旨は10年経過するまでの解散・移行が原則と読み、単に健全であることだけをもって存続させるのは附則第2条の趣旨に反するのではないか。厚生年金保険本体との関係や権利侵害が本当に生じるのかなどを確り検討し、健全であること以外に、存続させる理由があるのかをもう一度考えるべき。

<iDeCo加入年齢の70歳までの引上げについて>

- 国民年金の被保険者であることを原則とする意見
 - 老後給付の第一は公的年金で、iDeCo等の私的年金は「公的年金への上乗せ」である、という考え方は堅持すべき。
 - 公的年金とのつながりを踏まえ、社会保険料負担との関係で加入資格を考えるのであれば、国民年金の被保険者であること、つまり国民年金の保険料を納めていることをiDeCo加入要件の前提とする、という現行の考えを原則として維持すべき。
 - 国民年金を最大まで(480月分)納付した人が、さらに追加拠出したい場合は、(国民年金の被保険者でなくても)iDeCoを活用できるようにすることは否定しない。
 - 公的年金を受給しながらiDeCoで運用すると、公的年金等控除など税制の取り扱いで歪みが生じるので、公的年金受給者にiDeCoへの加入を認めることには違和感がある。
- 制度の分かりやすさなどを重視する意見
 - 公平性だけでなく簡潔さや分かりやすさも大事。公平性に偏重して複雑な制度になると、国民の制度活用意欲が低下してしまうので、妥協点の検討が必要。
 - 働き方や勤め先の違いで活用機会の差異が生じない制度にすべき。公的年金の給付水準が低い第1号被保険者が60歳までしか加入できない一方、(厚生年金がある)第2号被保険者は65歳以上でも加入可能な場合があるという現状は、本来の趣旨にそぐわない。
 - 将来的に穴埋め型の議論をする場合、加入要件はシンプルな方が馴染む。
 - 70歳まで加入を認めるのであれば、国民年金の被保険者資格とは切り離す必要があるが、(DC法の理念である)「公的年金と相まって」という言葉を、上乗せの自助努力を促すと解釈するのであれば、保険料納付済み期間とのつながりをそこまで重視しなくても良いのでは。
 - 公的年金・iDeCoとも65歳まで誰でも加入できる、というのが最もシンプルで分かりやすい。
 - 保険料納付済み期間の確認方法など、新たに生じる事務の負担も検討すべき。これ以上加入要件を複雑化すると、手続きや事務の負担が過大となるため、できるだけ簡素な要件とした方が良い。

- その他関連する意見

- 加入可能期間の延長ありきではなく、企業型DCとiDeCoの一体管理の見直しなど、他の論点も含めて総合的に検討することが必要。
- 高齢となつてからiDeCoに加入した場合、必然的に運用期間は短くなるので、税制・キャッシュアウト時の取扱いなどについても議論が必要。
- 第3号被保険者の取扱いについても議論すべき。

<資産運用立国について>

- DBについても、DCに倣って運用委託先の定期的な評価や、委託の見直しを促進すべき。
- 他社比較が可能な形で、運用情報等を含む各種の情報の見える化を進めるべき。
- 企業年金連合会の共同運用事業の発展に向けた取り組みを継続して行うことで、小規模DBの運用の選択肢を拡充すべき。
- 厚生労働省による金融経済教育推進機構の運営への積極的な関与を求めたい。
- 地方の中小企業に対する職域での投資教育が重要という事務局からの説明があったが、金融経済教育推進機構は国の機関という点を踏まえ、地方の中小企業をはじめとする、現在、継続教育ができていない企業に対する教育支援を重視し、全体の「底上げ」を果たすべき。

- 最後に部会長より、次回以降の審議会では、これまでの議論の整理を行い、そのうえで本年3月末までに「議論の中間的な整理」をまとめるという方針が示されました。
- なお、次回開催の議題および日程は別途連絡されるとのことです。

(ご参考)

- ・ [第31回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について\(ペーパーレス開催\)](#)
- ・ [資料](#)

<本件のご照会先>

ご照会事項がございましたら弊社営業担当者までご連絡ください。



年金ニュース バックナンバー (↑クリックで表示)	パENSIONジャーナル マーケットコラム等 (↑クリックで表示)	三井住友信託銀行 公式HP (↑クリックで表示)
--	--	---